

太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程

平成7年12月25日

告示第5号

太宰府市指名競争入札に参加する者の資格等に関する規程(平成2年告示第8号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4及び第167条の11の規定により、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者の資格及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17告示10・平21告示9・一部改正)

(参加資格のない者)

第2条 次の各号の一に該当するときは、競争入札に参加することができない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項の建設工事を営む者で、同法第3条第1項の許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
- (4) 営業に関し許可、認可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 申請に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 市税(太宰府市税条例(昭和39年条例第162号)第3条に掲げる税目をいう。)並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(平17告示10・平19告示3・平21告示9・一部改正)

(申請)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、別に定める提出期間に、競争入札参加資格審査に必要な書類(別表第1)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、提出期間外でも随時に提出させることができるものとする。

(平21告示9・一部改正)

(資格審査)

第4条 市長は、競争入札に参加する者の必要な資格について、第2条各号の規定に該当するか否かを審査し、業種別に競争入札に参加する資格を定める。

(1) 建設業者にあつては、経営事項審査結果の総合数値により次のように区分し、等級別格付決定は別表第2によるものとする。ただし、有効期限内でも市の工事成績等により格付は変動する。

ア 土木一式工事については 5等級

イ 建築一式工事については 4等級

ウ 舗装工事については 3等級

エ その他専門工事については 4等級

(2) その他の業者の場合等級格付は、行わないものとする。

2 市長は、前項の審査後、資格の有無を、太宰府市指名(一般)競争入札参加資格認定通知書(様式第3号)により通知する。

(平17告示10・平21告示9・一部改正)

(有効期限)

第5条 前条の規定により、有資格者と決定された者の当該資格の有効期限は2年以内とし、前条第2項により通知した期間とする。

(変更等の届出)

第6条 第4条第2項による通知を受けた有資格者は、申請書の記載内容に変更等が生じたときは速やかに必要な書類(別表第3)を整え、市長に届け出なければな

らない。

- 2 建設業者にあつては、前項に定めるもののほか、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査結果通知書(写)を、毎年提出しなければならない。

(資格の取消)

第7条 有資格者と決定された者が、次の各号の一に該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号のいずれかの規定に該当するにいたつた者
- (2) 営業に関し、許可、認可の取り消し又は営業停止等の処分を受けた者
- (3) 第6条に規定する変更届出を故意にしなかつたと認められる者

(平17告示10・一部改正)

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、改正前の太宰府市指名競争入札に参加する者の資格等に関する規程に基づき受理された指名競争参加資格審査申請書については、この規程に基づき申請されたものとみなし、その有効期限は平成8年3月31日までとする。

附 則(平成17年告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平19告示3・平21告示9・一部改正)

競争入札参加資格審査申請 覧表

番号	書類名	建設工事等	コンサルタント等	物品役務等	備考
1	業者カード				様式第1号
2	経営事項審査 結果通知書				(写し)
3	経営規模等総 括表				統一様式
4	登録、許可通 知書又は証明 書等				(写し)
5	工事経歴書・ 測量等実績調 書				統一様式
6	技術職員経歴 書、一覧表				統一様式
7	委任状				統一様式
8	登記簿謄本				法人業者のみ
9	代表者の身分 証明書				個人業者のみ
10	納税証明書又 は滞納がない ことの証明				証明書は写し で可
11	その他				別途指示する

別表第2(第4条関係)

工事別格付表

1 土木一式工事

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査の総合数値
A	1000点以上
B	800点以上1000点未満
C	700点以上800点未満
D	600点以上700点未満
E	600点未満

2 建築一式工事

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査の総合数値
A	1000点以上
B	800点以上1000点未満
C	600点以上800点未満
D	600点未満

3 舗装工事

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査の総合数値
A	800点以上
B	600点以上800点未満
C	600点未満

4 その他専門工事

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査の総合数値

A	900点以上
B	700点以上900点未満
C	600点以上700点未満
D	600点未満

別表第3(第6条関係)

変更に必要な書類

：必ず必要      ：必要に応じて提出

書類名 ＼変更 項目	商号名 称	組織	代表者	代理人	所在地	電話等	使用印	取引銀 行	許可業 種	
各業者 カード 変更届 用 様式第 2号										支店等 に委任 してい る業者 で、本 社の代 表者又 は所在 地等の 変更の 時は提 出する 必要は ありま せん。
年間委 任状										支店等 に委任 してい

										る業者のみ提出
各業種 登録通 知書、 証明書 等										各種許可の更新等の場合、許可通知書、証明書等の写しを提出

様式第1号から様式第3号まで 略